

フランスの新しい移民政策 (仮訳)

フランスの新しい移民政策の実施は、フランス政府の最優先課題のひとつである。この政策は、執行手段となる新しい機関の活動に基づくもので、主として 3 つの側面を持っている。それは移民流入の抑制、移民選別の促進、および既存移民の同化である。

1- フランスの移民政策の新しい流れ

1-1 その目的と手順

グローバル化が進んでいく中で、我が国への移民を抑制することは優先課題のひとつである。不法入国を根源から阻止するためには断固とした行動が必要となるが、その際、我々が勉学や仕事のために是非来てほしいと思うような外国人にとって、フランスが魅力的な国であり続ける必要があることを忘れてはならない。

このためフランスの移民政策は 2 つの相補的な目標を追求することになる。すなわち、移民の流入を適切に抑制することと、新規移民の同化を奨励しながら正規の移民と我が国が現実的に必要とする人材をよりよく適合させることである。

こうした新しい調和の追及は、2006 年 7 月 24 日の移民と同化に関する法律の中核を成している。

フランスの政策では手段を重要視する。つまり移民に関する事象は、総体的に、しかも移民の出身国および一時寄航した主要な国々と協調する中で取り扱うこととし、これにより欧州内での人々の移動がより活発なものになる。

我が国の同化に関する政策が本質的に修正されたことは、フランス政府の活動の相補的な側面を成している。

2002 年 10 月 14 日トロワで行われた共和国精神に関する演説の中で、共和国大統領によって規定された方針に沿った形で、受入・同化契約と同化のためのコース設定を土台にして、同化の再定義のために大きな努力が払われた。

1-2 この政策支援のために設置された執行手段となる機関

フランス政府にとって移民政策が最優先事項であることを強調するために、今後は 2005 年 5 月 26 日付デクレにより設けられた移民管理省間委員会(CICI)がその方針を決定する。この委員会は首相、もしくは代理として内務大臣が議長を務めるもので、メンバーは当然

のこととして 8 人の閣僚であり、外務大臣も含まれる。

この移民管理省間委員会の他に、受入のための公的機関である国立外国人・移民受入局 (ANAEM) が 2005 年 1 月 18 日付法律により設置された。この機関が使用するツールは受入・同化契約であるが、これは新規移民をフランス共和国に結びつけるための民事および社会的な双務契約を提案するものである。

同化関係省間委員会 (CII) 以外に、同化関連高等評議会 (HCI) が 2002 年 10 月に、差別撲滅と平等に関する最高機関 (HALDE) が 2005 年 6 月に設置されたが、これらの委員会は政府の自由裁量で使用する助言と提案のための主要な機関となっている。

2- フランスは抑制が不十分な移民問題と今後も取り組み続ける

フランスは領土内への移民の大量流入を再び抑制したいと願っている。不法移民の撲滅に焦点を当てた 2003 年 11 月 26 日付法律の発効以来、この分野ではすでに目立った進歩が見られている。

別の次元では、重要なのは権利であって移民の選別ではないことから、2003 年 12 月 10 日付法律により開始された改革では難民保護がその対象になっている。その良い効果として、2004 年には亡命要請の審査後に通達を送り返す期間が明らかに短縮されたことが指摘されていたが、2005 年には平均で 23 ヶ月から 6 ヶ月になったことが立証された。この法律の目的は、不正な移民に亡命の権利を乱発することに終止符を打ち、真に迫害を受けている人々の保護という本来の方向に戻すことである。

フランス政府はこの方向に沿って努力を継続する。2005 年 11 月 29 日に開かれた第 3 回移民管理省間委員会の終了後、首相は移民管理を強化するための新しい対策を発表した。

2-1 野放しの移民に対してより効果的な対処を

フランス政府当局は、法律の規定を尊重し、手続きを迂回させることなく、外国人の同化の意志を確認するために、毅然とした行動をとるものである。

外国での結婚は、フランスにおいて合法的な移民になる第一の手段となっている。在外国国民が外国で結婚する数は 1994 年に 20,600 件であったが、2004 年には 44,700 件に増えている (フランス人が外国人と結婚する総数の半数)。こうした結婚によりフランスの国籍を取得する数も、1994 年には 19,490 件だったものが 2004 年には 32,290 件と、同じような伸びを見せている。フランス政府は、こうした人々の結婚する権利は尊重しつつも、管理方法を強化したいと考えている。結婚、とりわけ外国での結婚の手続きの根本的な改正は、

国璽尚書（国務大臣）によって提案され、2006年4月4日に国民議会で可決された法律の原案ですすでに取り扱われているが、この法律では結婚する予定のカップルは2人一緒または別々に行政機関による聴聞を受けることが規定されている。

結婚後に合法的に移民になる手段として2番目に多いのが、既存移民の家族呼び寄せである。これはフランスの憲法および国際協約で保証されている権利で、問題はこれを白紙に戻すことではなく、その定義をより適正なものにする必要があるということである。「移民と同化」に関する法律の法案は、この家族呼び寄せの権利をより適正な形で枠にはめることを目的としている。外国人は、フランスでの正規滞在期間が従来の12ヶ月ではなく、18ヶ月を過ぎた場合のみ、家族呼び寄せの申請を行うことができる。その収入も、少なくとも最低賃金（SMIC）と同額の収入を扶助ではなく、労働によって得ている必要がある。更に、フランス共和国が規定するさまざまな方針への服従を明らかにすること、となっている。

不法滞在者であっても10年間居住していれば自動的に滞在許可証が交付されるというこれまでの規定は、削除されることになる。但し、人道的または例外的な理由で、知事がケースバイケースで滞在許可を正規化する手続きを行う場合もあることが、今後法案に記載されることになっている。

フランス人と結婚した外国人が滞在許可やフランス国籍を取得する資格を得る条件が修正されることも「移民と同化に関する」法案には盛り込まれる。とりわけ、偽装結婚を阻止するために、これまで結婚して2年であったが、今後は3年間過ぎた者にのみ10年間の居住許可証が交付されることになる予定であり、しかもその外国人配偶者がフランス社会に同化することを明らかにして、特に十分なフランス語の知識があることを実証することが義務付けられている。同様に、フランス人と結婚した外国人配偶者が申請によって国籍を取得するために必要とされる婚姻期間はこれまでの2年から4年になり、3年間定まった住居がない場合には5年の婚姻期間が必要となる。

2-2 不法移民対策の強化

不法移民とは、元々国境を非合法的に越えることであるが、最も狭義では、査証のあるなしに係わらず合法的に入国してきた外国人を我が国の領土内に留めておくことも含まれており、こうした不法移民は多くの不正取引や苦悩をもたらす原因となっている。

このような不法移民を防ぐためには、複数の手段を結びつけて活用する必要がある。国外追放される密入国者数が増加しているが、これは不法移民を防ぐための最初の手段である。この点から見れば、行政留置期間の延長（それでもフランスの行政留置期間はヨーロ

ッパでも最も短いものである)と知事による国外追放者目標値の決定により、この3年間で追放措置件数が2002年の10,000人から2005年には20,000人と2倍になった。2006年度の目標値は内務大臣により25,000件と決められた。

その一方、国外追放に不可欠の領事館発行の通行証の交付に関して協力的でない国に対しては、毅然とした態度で外交的手段が行使される。

不正行為対策としては移民政策業務の第二の手段が使われる。領事部門および国境での出入国管理を強化するためには、生体情報測定を導入が効果的な方法のように思われる。2005年に、BIODEVという名称の科学的実験が欧州域内全体で、首尾よく開始された。最終的には国境を通過する移民のトレーサビリティを確保できるように、セキュリティシステムを持つことが緊急課題であることを考慮して、外務大臣は今から2008年の間にこの実験を我が国の全ての大使館および領事館に普及させることを決めた。生体情報を搭載した電子査証を読み取る装置を利用することにより、短期もしくは長期の査証の期限が切れた後も我が国の領土内に留まっている不法移民労働者の身元を確認することが容易になり、従って国外追放も簡単に行うことができるようになる。

最後に、自由意思に基づく本国送還を支援する新しい装置が2005年夏から配備され、利用されているが、性能が向上してきている。

3- 移民流入を抑制することにより、移民選別とより良い同化の促進

3-1 移民選別という選択

現在の移民はフランスの受入能力や経済的需要と釣り合ったものではない。専門的な職業目的の移民は、流入する移民のせいぜい7%程度であり、著しく減少している。混沌としたこうした状況は、フランス経済にとっても、移民の出身国の発展にとっても好ましいものではない。このような状況を改善するため、フランス政府は移民の選別を行い、我が国が必要としているような有資格労働者や才能のある人物、学生などに広く門戸を開くことを促進していきたいと思っている。

移民と同化に関する法案は、特にこの政策の土台をつくることを目的としたものである：

外国人学生の場合、専門の研究が自国にいるときに有意義なものであると認められていれば、滞在許可証の交付および更新は簡単になる。学生が査証の交付やフランスの高等教育機関への予備登録を行うとき、その期間を早めるサービスを行う場所として、フランス専門研究センター(CEF)が設置されるが、これは国際的な競争が行われている中でフランスを留学先に選択してくれた学生に対して、支援をするための手段の一つである。

フランスで修士号を取得した大卒の若い学生は、将来は出身国に帰るという条件で、最初の職業体験である職業教育を最後まで受けることができる。

規定では、外国人労働者の入国には労働関連行政機関の認可が必要であるとなっているが、人材を確保することが困難な職種や地域の場合、この規定は緩和される。

「専門的な能力や特殊技能を有する者」に対しては 3 年間の滞在許可証が与えられることになった。これにより、フランスや当該者の出身国に発展や影響力の増大をもたらすような個性の持ち主や専門的研究を行っている外国人を我が国に受け入れることが容易になる。

3-2 同化政策の強化

移民をフランス社会に同化させることはいまだに十分ではなく、これが新しい移民政策のもう 1 つの側面となっている。

移民の多くは、雇用や住居、十分なフランス語の能力といった同化を可能にすることができる環境にない。同化には多くの必要条件があるが、重要なのは同化の意思を持ち、自分を受け入れてくれたフランス共和国の方針を尊重すると移民自らが決心することによって、こうした条件を強化しなければならない。

同化政策の強化は、入国管理部門の努力が不可欠であるが、移民と同化に関する法案に規定されているいくつかの対策が必要になる。2006 年上半期が終わった時点でフランスにやってくる全ての外国人に「受入・同化契約」が適用され、今後義務化される。この契約が適正に履行されるかどうか、フランスの滞在資格延長の判断基準の 1 つとなる。領事館ではこの契約の意味と約束事について外国人に知らせることになっている。

フランスで初めて滞在許可を得た移民が定住を望む場合には、この契約の枠内で、社会生活およびフランス語について研修を受けることになる。そして 10 年間の許可証を取得する前に、3 つの要素からなる同化条件を満たさなければならない。その要素とは、フランス共和国が規定している方針を尊重すると約束すること、その方針を実際に守ること、そしてフランス語の十分な運用能力であるが、これは「フランス語初級免状」もしくは頭文字で「DILF」と呼ばれる新しい免状によって認可される。

3-3 流入する移民の数を抑制する

このために、フランス政府は毎年国会で、移民政策の方針に関する報告の中で、数年に

わたる目標値を提示することになっている。これが義務付けられていることは、移民と同化に関する法案の理由書に記されている。

この報告により、予測として、今後 3 年間に交付される長期滞在の査証や滞在許可証の数、性質および様々なカテゴリーが示されるが、雇用や研究を目的とした滞在許可証、および家族的な理由による滞在許可証は別扱いとなる。

こうした目標値は、フランスの人口統計的状況や増加予測、労働市場の需要、および我が国の受入能力を考慮して決められるが、受入能力そのものや、移民の受入と同化にともなって必要になる公共サービスや社会体制がうまく機能することを考えて、決定される。

2006 年 5 月 18 日